



令和4年度の所掌事務の遂行の状況

令和5年 月

有明海・八代海等総合調査評価委員会

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第25条第3項に基づき、令和4年度の有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況を公表します。

～ 内 容 ～

- I 所掌事務の遂行の状況
- II 主な議論の内容

I 所掌事務の遂行の状況

令和4年度においては、令和4年3月に中間取りまとめが報告されたことから、一部委員の改選を行うとともに、令和8年度報告の取りまとめに向け、中間取りまとめを踏まえた作業の方針に係る審議を主に行いました。

委員会での審議状況(令和4年度)

| 開催委員会 | 委員会での検討事項 | 委員会による審議結果 |
|---|--|---|
| 第50回評価委員会 (令和5年1月12日) | 1. 令和8年度報告書取りまとめに向けた今後の審議の進め方 2. 所掌事務の遂行の状況に係る分かりやすい形での公表について 〔令和3年度「所掌事務遂行状況」資料〕の審議含む | ・有明海・八代海等総合調査評価委員会での今後の審議の進め方等について決定 ・所掌事務の遂行の状況に係る資料作成及び公表方法等について決定 〔令和3年度「所掌事務遂行状況資料」は令和5年2月21日に公表〕 |
| 第10回小委員会 [水産・海域小委の合同開催] (令和5年2月13日) | 1. 小委員会の作業方針 | ・小委員会の作業方針について決定 ・小委員会における今後の情報の収集・整理・分析等の方向性について決定 |
| 第51回評価委員会 (令和5年3月24日) | 1. 第10回小委員会における取組 2. 再生方策の取組状況 3. 令和4年度所掌事務の遂行の状況に係る分かりやすい形での公表について | |

1. 評価委員会での今後の審議の進め方（第50回）

令和8年度委員会報告に向けて、有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うため、次の事項を含む「今後の審議の進め方」について決定しました。

- ・平成28年度委員会報告及び令和3年度中間取りまとめに記載された今後の課題を踏まえ、有明海・八代海等で生じている生態系、水産資源を巡る問題点（「ベントス（底生生物）の変化」、「有用二枚貝の減少」、「ノリ養殖の問題」及び「魚類等の変化」の4項目）とその原因・要因等について、既往又は今後の調査・研究の成果等を踏まえて継続して究明を進める。
- ・再生方策の実施状況及びその成果、再生目標の達成状況等を整理・評価（評価手法の検討含む）することとし、これらの作業を踏まえ、令和8年度委員会報告では、令和8年度以降の再生目標及び再生方策の方向性を示す。
- ・委員会は、上記の審議を機動的かつ効率的に行うため、その下部組織として設置している水産資源再生方策検討作業小委員会（水産小委員会）及び海域環境再生方策検討作業小委員会（海域小委員会）において、気候変動の影響、社会変化の影響、鳥類等陸域の生態系などの新たな分野を加え、情報の収集・整理・分析並びに再生方策の検討等の作業を進める。

2. 小委員会の所掌事務及び作業分担（第50回）

水産小委員会において有明海及び八代海等における水産資源を巡る問題点並びに漁場環境の特性に関する情報の収集・整理・分析並びに再生方策の検討、海域小委員会において有明海及び八代海等における海域環境並びに生態系の特性に関する情報の収集・整理・分析並びに再生方策の検討を行うこととしています。

小委員会については現状を基本に、両小委員会での議論の共有・連携強化のため、両小委員会相互で委員のオブザーバー参加や、検討段階に応じて合同にて開催する等、横断的な視野が持てるような開催方法も検討します。

表 小委員会の作業分担

| 区 分 | 水 産 小 委 | 海 域 小 委 |
|---|--|---|
| 各小委員会で情報収集・整理・分析する事項 <<所掌事務>> ①問題点及び特性、②原因・要因 | ○水産資源 （有用二枚貝、ノリ養殖、魚類養殖等、及びそれらの餌料生物） ○漁場環境 （赤潮、貧酸素水塊等を含む。） | ○海域環境 （汚濁負荷、水質、底質、 生物生息環境 ） ○生態系 （ベントス、魚類、 鳥類 等） |
| 各小委員会で情報収集・整理し、必要に応じて両小委員会を合同で開催して検討する事項 <<所掌事務>> ③再生目標、④再生方策 | ○赤潮・貧酸素水塊等の被害予防・軽減策 ○漁場改善技術 ○増養殖技術 ○関連施策(規制、振興策等) | ○自然環境の保全・再生技術 ○汚濁負荷管理 ○関連施策(規制等) |

※ 赤文字は中間取りまとめを踏まえ、新たに追加された項目。また、気候変動の影響や社会経済情勢の変化の影響などについては両小委において考慮するものとされています。

3. 所掌事務の遂行の状況に係る資料作成及び公表方法（第50回）

令和3年4月に「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（以下「特別措置法」という。）が改正施行され、有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況について公表することが追加されたため、所掌事務の遂行の状況に係る資料作成及び公表方法について方針を決定しました。

また、令和3年度所掌事務の遂行の状況に係る資料を有明海・八代海等総合調査評価委員会のホームページにおいて公表しました。



有明海・八代海等総合調査評価委員会URL
<https://www.env.go.jp/council/20ari-yatsu/yoshi20.html>

【参考】

(1) 根拠条文

委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。【特別措置法第25条第3項】

(2) 留意事項

有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行状況の公表に当たっては、有明海及び八代海等における環境等の変化の原因・要因、再生の方策が分かりやすいものとなるよう十分に配慮すること。【附帯決議（衆議院・参議院）から関係箇所抜粋】

4. 小委の作業方針（第10回小委員会）

令和8年度委員会報告に向けて、情報の収集・整理・分析等を進めるため、次の事項を含む「小委の作業方針」について決定しました。

- ・ 国及び関係県等が今後行う調査・研究開発による結果やこれまでにモニタリング調査等で蓄積されたデータを活用し、環境変化のメカニズムや要因等の解明につながるデータの分析・解析に取り組むこととし、環境変化の状況や相互作用等の事象を再現できる数値モデルの有効活用等、最新の知見を踏まえて、問題点の原因・要因の解析・解明や効果的かつ有効な取組の分析等を行う。
- ・ 平成28年度委員会報告で示された再生方策について、関係省庁及び関係県から適宜報告を受けつつ、再生方策の実施状況及びその成果を収集・整理・分析する。
- ・ 小委員会での作業を進める際に、以下の事項についても留意する。
 - (1) 関係者による連携強化と情報の発信・共有の推進
 - (2) 再生目標と再生方策等の関連性と他事業等との連携の強化
 - ① 連関図の発展
 - ② 「順応的な方法」による取組の在り方
 - ③ その他の連携・関連施策（気候変動の影響に対する取組などの情報収集等）

5. 再生方策の取組状況（第51回）

以下の再生方策の実施状況等について確認しました。

| 対象種等 | 再生方策 |
|----------------|--|
| ベントス | ベントス群集・底質のモニタリング及び変化・変動要因の解析調査の実施 |
| 有用二枚貝 | 広域的な母貝集団ネットワークの形成 （浮遊幼生の移動ルート及び稚貝の着底場所の詳細な把握、母貝生息適地の保全・再生、母貝生息適地への稚貝放流・移植等） タイラギ立ち枯れへい死等の原因・要因の解明 エイ類等の食害生物の駆除・食害防止策の実施 |
| 有用二枚貝・魚類等 | 種苗生産・育成等の増養殖技術の確立、種苗放流・移植の推進 二枚貝の資源管理方法の早急な確立・実施 魚類等の資源量動向のモニタリングの実施 貧酸素水塊の軽減対策（汚濁負荷量の削減、カキ礁造成、貧酸素水塊の発生状況モニタリングの継続実施、底層溶存酸素量の類型指定等） |
| 有用二枚貝・魚類等・生息環境 | 泥化対策等の底質改善（覆砂、海底耕耘、浚渫、作濡等）、アサリ採苗器の設置等の実施 |
| ノリ養殖 | 適切な漁場利用によるノリ漁場環境の改善 酸処理剤や施肥剤に由来する栄養塩や有機酸量の継続的な確認、調査・研究等 高水温耐性品種等のノリ養殖技術の開発 |
| ノリ養殖・魚類等 | 赤潮発生の予察、発生機構の解明 モニタリング体制の強化、防除技術に関する研究の推進等による赤潮被害の軽減等 |
| 魚類等・生息環境 | 藻場・干潟・カキ礁の分布状況等の把握及び保全・再生 |
| 生息環境 | 河川からの土砂流出状況の把握、適切な土砂管理、ダム堆砂及び河道掘削土砂の海域への還元等の検討 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進 |